

# 令和4年度 第1回

## 幕別町国民健康保険運営協議会

日時 令和4年4月18日（月）  
午後6時30分  
場所 幕別町役場  
3階 AB会議室

### [会議次第]

1 開会

2 会議録署名委員の指定

---

---

3 議件等

- (1) 報告第1号 令和3年度 幕別町国民健康保険特別会計の決算見込みについて
- (2) 報告第2号 令和3年度 幕別町国民健康保険特定健康診査等の実施状況について
- (3) 報告第3号 令和4年度 幕別町国民健康保険特別会計予算について
- (4) 議案第1号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

4 その他

5 閉会

報告第1号 令和3年度 幕別町国民健康保険特別会計の決算見込みについて

[歳入予算総括表]

(単位:千円)

款 項	当初予算額 ①	現計予算額 (3月補正後) ②	比較増減 ②-①	決算見込額 ③	比較増減 ③-②
1 国民健康保険税	715,759	691,759	△ 24,000	691,759	0
1 国民健康保険税	715,759	691,759	△ 24,000	691,759	0
2 道支出金	2,010,954	2,020,686	9,732	1,971,350	△ 49,336
1 道補助金	2,010,954	2,020,686	9,732	1,971,350	△ 49,336
3 財産収入	1	325	324	325	0
1 財産運用収入	1	325	324	325	0
4 繰入金	289,879	305,063	15,184	300,198	△ 4,865
1 他会計繰入金	279,879	271,063	△ 8,816	266,198	△ 4,865
2 基金繰入金	10,000	34,000	24,000	34,000	0
5 繰越金	1	468	467	468	0
1 繰越金	1	468	467	468	0
6 諸収入	111	2,968	2,857	3,079	111
1 延滞金及び過料	2	2,859	2,857	2,859	0
2 預金利子	1	1	0	1	0
3 受託事業収入	1	1	0	1	0
4 雑入	107	107	0	218	111
7 国庫支出金	0	1,232	1,232	1,232	0
1 災害等臨時特例国庫補助金	0	1,232	1,232	1,232	0
計	3,016,705	3,022,501	5,796	2,968,411	△ 54,090

[一般会計繰入金の状況](再掲)

(単位:千円)

区 分	R2決算額 ①	R3決算見込額 ②	比較増減 ②-①	説 明
1 保険基盤安定繰入金	167,421	166,870	△ 551	国保法72-2①:低所得者の国保税の減額(7割軽減等)分の繰入(道3/4、町1/4)ほか
2 職員給与費等繰入金	81,767	80,065	△ 1,702	国民健康保険の事務の執行に要する人件費、物件費等の繰入
3 出産育児一時金繰入金	5,300	5,600	300	出産育児一時金(支給基準額42万円)の2/3相当額
4 財政安定化支援繰入金	19,269	13,663	△ 5,606	①応能割保険税負担能力の不足、②病床数の多数、③高齢者の多数に着目した繰入
一般会計繰入金 計	273,757	266,198	△ 7,559	

[歳出予算総括表]

(単位:千円)

款 項	当初予算額 ①	現計予算額 (3月補正後) ②	比較増減 ②-①	決算見込額 ③	比較増減 ③-②
1 総務費	86,893	87,545	652	86,879	△ 666
1 総務管理費	78,761	79,413	652	79,181	△ 232
2 徴税費	7,801	7,801	0	7,503	△ 298
3 運営協議会費	331	331	0	195	△ 136
2 保険給付費	1,938,180	1,938,680	500	1,881,170	△ 57,510
1 保険給付費	1,938,180	1,938,680	500	1,881,170	△ 57,510
3 国民健康保険事業費納付金	958,433	958,433	0	958,433	0
1 医療給付費分	673,755	673,755	0	673,755	0
2 後期高齢者支援金等分	203,911	203,911	0	203,911	0
3 介護納付金分	80,767	80,767	0	80,767	0
4 共同事業拠出金	1	1	0	1	0
1 共同事業拠出金	1	1	0	1	0
5 保健事業費	29,792	33,348	3,556	30,806	△ 2,542
1 特定健康診査等事業費	28,130	28,130	0	25,779	△ 2,351
2 保健事業費	1,662	5,218	3,556	5,027	△ 191
6 基金積立金	1	325	324	325	0
1 基金積立金	1	325	324	325	0
7 公債費	50	50	0	0	△ 50
1 公債費	50	50	0	0	△ 50
8 諸支出金	3,353	4,117	764	4,117	0
1 償還金及び還付加算金	3,353	4,117	764	4,117	0
9 財政安定化基金拠出金	2	2	0	2	0
1 財政安定化基金拠出金	2	2	0	2	0
計	3,016,705	3,022,501	5,796	2,961,733	△ 60,768

歳入決算見込①	2,968,411
歳出決算見込②	2,961,733
歳入歳出差引①-②	6,678

報告第2号 令和3年度 幕別町国民健康保険特定健康診査等の実施状況について

○特定健康診査及び特定保健指導実施率

特定健康診査						特定保健指導					
実施年度	対象者数	実施数			実施率	実施年度	対象者数	実施者（終了者）数			実施率
		男	女	合計				動機付け	積極的	合計	
H23	5,510人	691人	920人	1,611人	29.24%	H23	162人	60人	16人	76人	46.91%
H24	5,400人	677人	934人	1,611人	29.83%	H24	150人	52人	10人	62人	41.33%
H25	5,373人	579人	758人	1,337人	24.88%	H25	147人	51人	5人	56人	38.10%
H26	5,174人	552人	778人	1,330人	25.71%	H26	137人	47人	2人	49人	35.77%
H27	5,038人	575人	820人	1,395人	27.69%	H27	161人	47人	10人	57人	35.40%
H28	4,858人	592人	819人	1,411人	29.04%	H28	147人	55人	14人	69人	46.94%
H29	4,693人	596人	855人	1,451人	30.92%	H29	168人	84人	16人	100人	59.52%
H30	4,516人	781人	1,055人	1,836人	40.66%	H30	197人	86人	17人	103人	52.28%
R1	4,378人	827人	1,107人	1,934人	44.18%	R1	222人	99人	18人	117人	52.70%
R2	4,275人	864人	1,096人	1,960人	45.85%	R2	188人	75人	21人	96人	51.06%
R3見込	4,254人	758人	963人	1,721人	40.46%	R3見込	172人	55人	17人	72人	41.86%

※H22～R2は法定報告数値（実績）、R3は実績見込

※特定健診の実施について、通常、5月、8月、11月に実施しているところであるが、R3は新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、8月、11月に実施。

○実施計画目標値

区 分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
国保被保険者数（推計）	9,065人	9,124人	8,503人	8,418人	8,334人	8,251人	8,168人	6,600人	6,300人	6,000人	5,700人
40歳～74歳	6,207人	6,285人	5,952人	5,754人	5,557人	5,337人	5,194人	4,455人	4,253人	4,050人	3,848人
40歳～64歳	3,460人	3,503人	3,096人	2,895人	2,704人	2,545人	2,423人	1,895人	1,810人	1,723人	1,637人
65歳～74歳	2,747人	2,782人	2,856人	2,859人	2,853人	2,792人	2,771人	2,560人	2,443人	2,327人	2,211人
特定健診の実施率	55%	65%	40%	45%	50%	55%	60%	35%	40%	45%	50%
特定健診の受診者数	3,417人	4,086人	2,381人	2,589人	2,779人	2,935人	3,116人	1,559人	1,701人	1,823人	1,924人
特定保健指導の対象者数	817人	977人	1,075人	1,183人	1,301人	1,431人	1,574人	156人	170人	182人	192人
特定保健指導の実施率	45%	45%	45%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%
特定保健指導の被指導者数	297人	368人	439人	645人	710人	781人	859人	944人	94人	102人	115人
メタボリックシンドロームの該当者・予備軍の減少率	—	—	10%	—	—	—	—	10%	—	—	—

報告第3号 令和4年度 幕別町国民健康保険特別会計予算について

〔歳入〕

(単位:千円)

款	令和4年度当初予算		令和3年度当初予算		増 減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	伸 率
1 国民健康保険税	674,992	23.0%	715,759	23.7%	△ 40,767	-5.7%
2 道支出金	1,945,350	66.3%	2,010,954	66.7%	△ 65,604	-3.3%
3 財産収入	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
4 繰入金	313,781	10.7%	289,879	9.6%	23,902	8.2%
5 繰越金	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
6 諸収入	111	0.0%	111	0.0%	0	0.0%
歳入合計	2,934,236	100.0%	3,016,705	100.0%	△ 82,469	-2.7%

〔歳出〕

(単位:千円)

款	令和4年度当初予算		令和3年度当初予算		増 減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	伸 率
1 総務費	84,630	2.9%	86,893	2.9%	△ 2,263	-2.6%
2 保険給付費	1,884,925	64.2%	1,938,180	64.2%	△ 53,255	-2.7%
3 国民健康保険事業費納付金	931,669	31.8%	958,433	31.8%	△ 26,764	-2.8%
4 共同事業拠出金	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
5 保健事業費	29,757	1.0%	29,792	1.0%	△ 35	-0.1%
6 基金積立金	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
7 諸支出金	3,253	0.1%	3,353	0.1%	△ 100	-3.0%
◎ 公債費	0	0.0%	50	0.0%	△ 50	皆減
◎ 財政安定化基金拠出金	0	0.0%	2	0.0%	△ 2	皆減
歳出合計	2,934,236	100.0%	3,016,705	100.0%	△ 82,469	-2.7%

〔一般会計繰入金の推移〕

(単位:円)

区分	H30決算	R1決算	R2決算	R3決算見込み	R4予算	R4-R3
保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	109,372,430	106,495,250	105,563,240	106,242,120	110,000,000	3,757,880
保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	62,815,166	62,316,300	61,856,928	60,627,221	60,000,000	-627,221
未就学児均等割保険税繰入金	—	—	—	—	2,100,000	皆増
職員給与等繰入金	95,329,000	94,347,000	81,767,000	80,065,000	78,435,000	-1,630,000
出産育児一時金繰入金	7,550,000	6,150,000	5,300,000	5,600,000	8,400,000	2,800,000
財政安定化支援事業繰入金	19,024,000	21,399,000	19,269,000	13,663,000	18,000,000	4,337,000
計	294,090,596	290,707,550	273,756,168	266,197,341	276,935,000	10,737,659
対前年度増減額	-26,254,961	-3,383,046	-16,951,382	-7,558,827	10,737,659	
対前年度増減率	-8.20%	-1.15%	-5.83%	-2.76%	4.03%	

議案第1号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

幕別町国民健康保険税条例（昭和28年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第26条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第25項中「令和2年度分及び令和3年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に、「令和3年4月1日」を「令和4年4月1日」に、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例（附則第25項の改正規定を除く。）による改正後の幕別町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)の概要について

**1 改正理由**

国民健康保険税基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の限度額を引き上げること  
を内容とした改正地方税法施行令が本年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、幕別町国民健康保険条例の一部を改正するもの。

**2 改正内容**

- 国民健康保険税の課税限度額の引上げについて
  - ・ 基礎課税額の課税限度額の引上げ  
(現行) 63 万円 ⇒ (改正案) 65 万円
  - ・ 後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引上げ  
(現行) 19 万円 ⇒ (改正案) 20 万円

**3 影響額(令和 4 年 3 月末現在の被保険者情報)**

令和 4 年 3 月末現在の被保険者数：5,998 人、被保険者世帯数：3,574 世帯

- ① 基礎課税額の課税限度額の引上げ
    - ・ 改正前限度額(63 万円)を超過する 210 世帯すべての世帯が改正後限度額(65 万円)を超過  
 $20,000 \text{ 円} \times 210 \text{ 世帯} = 4,200,000 \text{ 円} \dots (1)$
  - ② 後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引上げ
    - ・ 改正前限度額(19 万円)を超過する 243 世帯のうち、229 世帯は改正後限度額(20 万円)を超過  
 $10,000 \text{ 円} \times 229 \text{ 世帯} = 2,290,000 \text{ 円} \dots (2)$
    - ・ 改正前限度額(19 万円)を超過し、改正後限度額(20 万円)未満は 14 世帯  
 $67,560 \text{ 円} \dots (3)$
- 【影響額合計】 6,557,560 円増 ((1)+(2)+(3))

<参考>

年度	課税限度額		
	基礎課税額(医療分)	後期高齢者支援金等課税額	介護納付金課税額
23~25	51万円	14万円	12万円
26	据え置き	16万円	14万円
27	52万円	17万円	16万円
28~29	54万円	19万円	据え置き
30	58万円	据え置き	据え置き
令和元	61万円	据え置き	据え置き
2	63万円	据え置き	17万円
3	据え置き(63万円)	据え置き(19万円)	据え置き(17万円)

※令和3年度の課税限度額については、新型コロナウイルス感染症の影響で景気の動向等が不透明であることから、前年度の限度額を据え置きとなった。

## 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (案) 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町国民健康保険税条例 (昭和28年4月18日 条例第19号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額 (国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) の規定による国民健康保険事業費納付金 (以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)) の納付に要する費用のうち、道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) の規定による後期高齢者支援金等 (以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)) 及び介護保険法 (平成9年法律第123号) の規定による納付金 (以下この条において「介護納付金」という。)) の納付に要する費用に充てる部分を除く。) に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額 (国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)) に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(3) 介護納付金課税被保険者 (国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)) につき算定した介護納付金課税額 (国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (道の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)) に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p>	<p>○幕別町国民健康保険税条例 (昭和28年4月18日 条例第19号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額 (国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) の規定による国民健康保険事業費納付金 (以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)) の納付に要する費用のうち、道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) の規定による後期高齢者支援金等 (以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)) 及び介護保険法 (平成9年法律第123号) の規定による納付金 (以下この条において「介護納付金」という。)) の納付に要する費用に充てる部分を除く。) に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額 (国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)) に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(3) 介護納付金課税被保険者 (国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)) につき算定した介護納付金課税額 (国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (道の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)) に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>第3条～第25条 略</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者</p>	<p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>第3条～第25条 略</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者 ア～カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ 略</p> <p>2 略</p> <p>第26条の2～第28条 略</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第29条 町長は、次の各号のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)の属する世帯の納税義務者に対し、国民健康保険税を減免する。</p> <p>(1) 被保険者の資格を取得した日において、年齢65歳以上である者</p> <p>(2) 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を所得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者 ア～オ 略</p>	<p>を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者 ア～カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ 略</p> <p>2 略</p> <p>第26条の2～第28条 略</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第29条 町長は、次の各号のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)の属する世帯の納税義務者に対し、国民健康保険税を減免する。</p> <p>(1) 被保険者の資格を取得した日において、年齢65歳以上である者</p> <p>(2) 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を所得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者 ア～オ 略</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>2 前項の規定に定めるもののほか、災害等により生活が著しく困難となった者若しくはこれに準ずると認められる者又は特別の事情がある者に対し、国民健康保険税を減免することができる。</p> <p>3 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所 (2) 納期限及び税額 (3) 減免を受けようとする理由</p> <p>4 略</p> <p>第30条 略</p> <p>附 則 1～24 略 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>25 第29条第3項の規定にかかわらず、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症の影響により第29条第2項に該当となる者に対して課する国民健康保険税（令和2年度分及び令和3年度分の国民健康保険税であって令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものに限る。）について、同条第3項に規定する期限までに同項の申請書の提出をすることができなかつたやむを得ない事情があると町長が認める場合は、同項の規定は適用しない。この場合において、同条第2項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、令和4年3月31日までに同条第3項の申請書を提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定に定めるもののほか、災害等により生活が著しく困難となった者若しくはこれに準ずると認められる者又は特別の事情がある者に対し、国民健康保険税を減免することができる。</p> <p>3 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所 (2) 納期限及び税額 (3) 減免を受けようとする理由</p> <p>4 略</p> <p>第30条 略</p> <p>附 則 1～24 略 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>25 第29条第3項の規定にかかわらず、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症の影響により第29条第2項に該当となる者に対して課する国民健康保険税（令和3年度分及び令和4年度分の国民健康保険税であつて令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものに限る。）について、同条第3項に規定する期限までに同項の申請書の提出をすることができなかつたやむを得ない事情があると町長が認める場合は、同項の規定は適用しない。この場合において、同条第2項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、令和5年3月31日までに同条第3項の申請書を提出しなければならない。</p>

事務連絡  
令和4年3月14日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
総務主管部（局）  
国民健康保険税主管課（部）

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課  
総務省自治税務局市町村税課

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る  
国民健康保険料（税）の減免等について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）（以下「保険料（税）」という。）の減免については、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」（令和3年6月2日付け事務連絡。以下「令和3年6月2日事務連絡」という。）、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等に係る財政支援の拡充について」（令和3年11月26日付け事務連絡）等に基づき、財政支援を行っているところです。

今般、令和4年度における取扱いとして、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限がある令和4年度分の保険料（税）の減免を行った場合について、下記のとおり減免に要する費用を特別調整交付（補助）金の財政支援の対象とすることとしますので、貴管内の保険者への周知等よろしくお願いいたします。

なお、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、申請者が直接窓口に来ていただくなくても済むよう、郵送やオンラインにより申請を受け付け、必要に応じ電話等で事実確認をする等の方法もご検討いただくようお願いいたします。

記

I 財政支援の対象となる保険料（税）の取扱い

- 1 国庫補助の対象となる保険料（税）減免の基準については、追って特別調整交付（補助）金の交付基準を通知することとしているが、具体的な基準及びその概要は別紙1及び別紙2のとおりとする予定であること。

2 財政支援の割合については、追って特別調整交付（補助）金の交付基準を通知することとしているが、その概要は以下のとおり。

（市町村）

別紙1の基準に該当する被保険者に対して、令和4年度分の保険料（税）であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が到来する保険料（税）の減免を行った場合は、次のとおり、当該市町村における保険料（税）減免総額が市町村調整対象需要額に占める割合に応じて、それぞれに定める割合に相当する額を、特別調整交付金で財政支援する予定であること。

別紙1の基準に該当する被保険者に係る令和3年度相当分の保険料（税）額であって、令和3年度末に資格を取得したこと等により令和4年4月以後に普通徴収の納期限が到来するものについても、令和4年度の特別調整交付金により、令和4年度分の保険料（税）と同様の財政支援を予定していること。

- （1）保険料（税）減免総額（令和4年度分の保険料（税））が、市町村調整対象需要額の3%以上である場合  
保険料（税）減免総額の10分の10相当額
- （2）保険料（税）減免総額（同上）が、市町村調整対象需要額の1.5%以上3%未満である場合  
保険料（税）減免総額の10分の6相当額
- （3）保険料（税）減免総額（同上）が、市町村調整対象需要額の1.5%未満である場合  
保険料（税）減免総額の10分の4相当額

(国保組合)

別紙2の基準に該当する被保険者に対して、令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が到来する保険料の減免を行った場合は、その10分の6相当額を特別調整補助金で財政支援する予定であること。

別紙2の基準に該当する被保険者に係る令和3年度相当分の保険料額であって、令和3年度末に資格を取得したこと等により令和4年4月以後に納期限が到来するものについても、令和4年度の特別調整補助金により、令和4年度分の保険料と同様の財政支援を予定していること。

3 保険料(税)の減免については、各保険者が条例又は規約に基づき行うものであり、本事務連絡に基づく減免について現行の条例又は規約に対応する規定がない場合は、条例又は規約の整備が必要となること。

4 減免対象期間中に既に徴収した保険料(税)がある場合について、徴収前に減免の申請が出来なかったやむを得ない理由があると認められる場合には、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対し、遡って減免を行うことも考えられること。

## II 保険料(税)の徴収猶予の取扱い

国民健康保険において、特別な理由がある者については、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条の規定に基づき条例若しくは規約の定めるところにより、又は地方税法(昭和25年法律第226号)第15条の規定に基づき保険者の判断で、保険料(税)の徴収猶予を行うことが可能とされている。

これらを踏まえ、各保険者において、暫定賦課による保険料(税)納付が困難な令和3年6月2日事務連絡に基づく保険料(税)減免の対象者等に対して、令和3年所得に基づく令和4年度における保険料(税)賦課額が確定するまでの期間の保険料(税)について、徴収猶予の対応をいただくなどご配慮いただきたいこと。

(別紙1)

○新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による市町村  
保険者の国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の算定基準について

1 財政支援の対象とする減免措置

財政支援の対象となる減免措置は、市町村の国民健康保険に加入している被  
保険者の属する世帯に係る保険料(税)について、市町村が条例に基づいて行  
った減免措置とする。

2 交付額の算定の基礎となる減免基準

(1) 減免の対象となる世帯及び減免額

保険料(税)の減免額は、次の①又は②のいずれかに該当するに至った世  
帯につき、それぞれの基準により算定した額とすること。なお、いずれの基  
準にも該当する場合は、減免額の大きいものを適用すること。

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤  
な傷病を負った世帯 全部

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、  
不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少  
が見込まれ、次の i から iii までの全てに該当する世帯

【要件】

i 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、  
損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事  
業収入等の額の10分の3以上であること。

ii 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法(昭和25年法律第226号)  
第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国  
民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定  
する他の所得と区別して計算される所得の金額(地方税法第314条の  
2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の  
金額。)の合計額(以下「合計所得金額」という。)が1,000万円以下で  
あること。

iii 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等  
に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

【減免額の算定】

【表1】で算出した対象保険料(税)額に、【表2】の前年の合計所得  
金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額(  $(A \times B / C) \times (d)$  )

【減免額の計算式】

$\text{対象保険料（税）額} \times \text{減額又は免除の割合} = \text{保険料（税）減免額}$ $(A \times B / C)$
--

【表 1】

$\text{対象保険料（税）額} = A \times B / C$
<p>A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険料（税）額</p> <p>B：<u>世帯の主たる生計維持者</u>の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)</p> <p>C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額</p>

【表 2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (d)
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

(注1) 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料(税)額の全部を免除すること。

(注2) 国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「非自発的失業者」という。)に該当することにより、現行の非自発的失業者の保険料(税)軽減制度の対象となる者については、まず前年の給与所得を100分の30とみなすことにより当該保険料(税)軽減を行うこととし、今回の措置による給与収入の減少に伴う保険料(税)の減免は行わない。

非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、保険料(税)の減免を行う必要がある場合には、次のア及びイにより合計所得金額を算定すること。

ア. 【表1】のCの合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料(税)軽減制度を適用した後の所得を用いること。

イ. 【表2】の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料(税)軽減制度による軽減前の所得を用いること。

(2) 減免の対象となる保険料（税）

減免の対象となる保険料（税）は、令和4年度分の保険料（税）であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日。）が設定されているものとする。

3 保険料（税）の減免に要する費用に対する財政支援について

特別調整交付金の交付基準は別途通知することとしているが、次の点に留意されたいこと。

- (1) 4方式を採用している市町村の場合、条例に基づいて固定資産税の課税免除を実施した場合の保険料（税）の資産割の減収分についても交付対象とすること。
- (2) この取扱いは、令和4年度までとすること。

(別紙2)

○新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険組合の国民健康保険料の減免に対する財政支援の算定基準について

1 財政支援の対象とする減免措置

財政支援の対象となる減免措置は、国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）に加入している組合員について、国保組合が規約に基づいて行った減免措置とする。

2 交付額の算定の基礎となる減免基準

(1) 減免の対象となる世帯及び減免額

保険料の減免額は、次の①から③までのいずれかに該当するに至った世帯につき、それぞれの基準により算定した額とすること。なお、複数の基準に該当する場合は、減免額の大きいものを適用すること。

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡した世帯 全部

※ 「主たる生計維持者」が国保組合の組合員であり、組合員の死亡により世帯全員が資格を喪失する場合は、保険料減免の対象とならないが（新たに加入する医療保険において減免の対象となりうる。）、当該国保組合の被保険者以外の者が主たる生計維持者である場合は、保険料減免の対象となりうる。

② 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が重篤な傷病を負った世帯 全部

③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）のいずれかの減少が見込まれ、当該減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額。以下同じ。）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である世帯

組合員の事業収入等に係る減少率（組合員の事業収入等の減少額を前年の当該事業収入等で除して得た割合）に応じた次の表の各区分に掲げる減額又は免除の割合

【表】

減少率	減額又は免除割合
5 / 10以上	全額
5 / 10未満 4 / 10以上	3 / 4
4 / 10未満 3 / 10以上	2 / 4

(2) 減免の対象となる保険料

減免の対象となる保険料は、令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されているものとする。

3 保険料の減免に要する費用に対する財政支援について

特別調整補助金の交付基準は別途通知することとしているが、次の点に留意されたいこと。

この取扱いは、令和4年度までとすること。